平成２８年（フ）第５９号
長崎県佐世保市相浦町1730番地４　コーポアグレーブルⅠ　102、前住所長崎県佐世保市白木町66番地６　深江アパート101
債務者　川下　義浩
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第６３号
長崎県佐世保市花高３丁目28番23号　ファーストインウエストハウスⅡ305、前住所長崎県佐世保市新田町352番地　２－２－604
債務者　本城　利昭
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第３２３号
東京都西多摩郡瑞穂町むさし野１丁目２番地瑞穂アパート14―405
債務者　徳田　　貢（旧姓梅田）
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５３４号
東京都町田市木曽東４丁目６番315号
債務者　荒井　聖美
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３８号
栃木県小山市大字横倉新田172番地164
債務者　山本茂樹こと　バルテル　シゲキ　ヤマモト
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月19日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第１７号
愛媛県西宇和郡伊方町志津564番地
債務者　藤原　政夫
1　決定年月日時　平成28年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月18日午前11時
松山地方裁判所大洲支部

平成２８年（フ）第４６３号
東京都八王子市石川町2970番地４福山通運社宅308号
債務者　酒井　　亮
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２１６３号
神奈川県大和市中央６丁目５番16号　シャルム小菅201
債務者　日高　裕子
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７５８号
神奈川県大和市深見503番地３　ニューライフ大和深見寮
債務者　松永　浩一
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８０９号
横浜市緑区北八朔町2194番地　市営北八朔住宅７棟108号
債務者　小屋原弘志
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８１９号
横浜市青葉区桜台35番地１
債務者　山崎　将史
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０１２号
神奈川県茅ヶ崎市南湖６丁目９番20号
債務者　中西　美奈（旧姓山形）
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０１８号
横浜市保土ケ谷区法泉１丁目21番21号
債務者　飯塚雅里香
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６２号
釧路市緑ケ岡５丁目17番17号工藤マンション１階左
債務者　櫻田　周子
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第８０１号
神奈川県藤沢市打戻1932番地の１　ヴァンベール206
債務者　中島　和人
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部